【様式1】

規制の事前評価書

法	令 第	₹ O	名	称:					※仮称を含む
規	制	の	名	称:					※複数ある場合は全て記載
規	制	の	区	分:	□新設	口拡充	□緩和	□廃止	※複数ある場合は全て記載
担	当	3	邹	局:					※複数ある場合は全て記載
評	価 犭	ミ 施	時	期:					

※ 規制の根拠となる法令を複数府省で共管している場合、どの府省が評価書作成の主担当となるかについては、 当該法令の主請議府省や規制の根拠となる規定の所管数などを参考に御調整願います。

また、同一の規制を複数府省で共管している場合は、連名で一の評価書を作成するのか、それぞれの府省が評価書を作成するのかは、府省間で御調整ください。複数府省で一の評価書で作成するときは、担当部局欄にはそれぞれの府省名を連名で記載してください。

- ※ 下記表中の適用要件のいずれかに該当する場合には、様式2-①から様式2-④いずれかの「規制の事前評価書(簡素化)」の利用が可能です。様式2-③を利用する場合には、事前に総務省まで御連絡願います。当省にて利用の可否を確認して御連絡いたします。
- ※ 効果と負担の定量化について、具体の計算方法や算出程度に不安等がある場合には、総務省まで御連絡願いま す。当省も一緒に検討させていただきます。

TEL: 03-5253-5428

e-mail: kans1027@soumu.go.jp

表:規制の事前評価書(簡素化)の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの(様式2一①)
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの(様式2―②)
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの(様式2-②) ・ 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ・ ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
V	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの(様式2-②) ・ 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。
vi	規制の対象区域・内容が予測又は特定できないもの (様式2一③) ・ 災害発生時に発動される規制のように、災害の種類・程度により規制の対象区域・内容が大きく異なることから、事前評価を行うことに 限界があるもの
vii	何らかの理由により緊急に対応する必要があるもの(様式2—④) ・ 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすも の。ただし、事後評価書は通常版を使用する。

1 規制の必要性・有効性

※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

く法令案の要旨>

- ・ ●●●における政府方針を踏まえ、●●●事象の解消・未然防止を図るため、●●●事業を行うためには ●●●大臣への届出を義務付けるとともに、●●●設備の設置を義務付ける。
 - ※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を新設·拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ●●●を背景に●●●事業の実施者が増加しており、その結果、●●●の課題が深刻化している。
- ・ ●●●の課題の原因としては●●●が挙げられ、●●●の課題の解消・予防のためには●●●の措置が必要である。
- ・ しかしながら、現状の●●●に関する制度では●●●の仕組みとなっており、このままでは当該課題を解消・予防することはできない。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 上記課題を解消・予防するために上記措置を行うべく、①●●●事業を届出制とすること、②必要に応じて報告徴収又は立入検査を行うこと、③●●●を抑制するため●●●設備の設置を義務付けることとする。
- ・ これにより、●●●事業の実施者を網羅的に把握できるとともに、一部事業者で●●●等の問題が発生した場合には、他の事業者でも同様の問題が発生していないか即座に点検し、必要な指導・助言・情報提供等が適時に可能となる。また、●●●設備の設置により●●●の抑制が可能となるが、その詳細は3を参照。
 ※ 複数の新設・拡充がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

【緩和・廃止】

く法令案の要旨>

- ●●●からの●●●に関する要望・意見を踏まえ、●●●業の新規参入を促進するため、新規参入の要件となっている●●●施行実績件数を緩和する。
 - ※ 法律案の場合は、最終的には、内閣総務官室の「件名・要旨調べ」をベースに記載する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- ●●●に関しては、現状では●●●な制度・仕組みとなっている。
- ●●●事業については、●●●に関する安全確保の観点から、年間●●●万件以上の●●●の施工実績がある者のみに認められているところ、新たに当該業務を行おうとする者にとっては、当該要件が参入障壁となっている。
- しかしながら、●●●の技術開発により安全性が向上したため、現行の施行実績要件は過剰な状況となっており、●●●から当該要件の緩和を求める意見・要望が多数寄せられている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- ●●●の技術開発や●●●に関する事故件数実績などを踏まえて、上記要件を年間●●●万件以上に緩和することとする。
 - ※ 複数の緩和・廃止がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。

2 規制の妥当性(その他の手段との比較検証)

※ 緩和・廃止のみの場合は、本欄の記載は不要。

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

□検討した □検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由)

●●●の規制手段も検討したが、●●●の理由から、課題を十分には解消できないと判断されるため採択しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

- □非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した
- □非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった
- □非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した
- □非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

●●●の非規制手段を新たに導入することも検討したが、●●●の理由から、課題を十分には解消できないと判断されるため採択しないこととした。なお、●●●の非規制手段については、●年度に導入済み。

3 効果(課題の解消・予防)の把握

- ※ 定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。
- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

(●●について)

・ ●●●の届出等の導入により、一部事業者で●●●の事故等が発生した場合には、同様の事故等が発生する危険性がないか全●事業者に対して即座に点検して事故等を未然に防止等できる。届出制がなかった場合には、そもそもこれら全●事業者の所在等すら把握できず、点検自体ができない。

(●●について)

・ 全●事業者が●●●設備を導入した場合、1事業者当たり●から●の●●●の抑制が図られる。

(●●について)

●●●については、●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

【緩和・廃止】

(●●●について)

●●●施行実績件数の要件を、年間●●●万件以上から●●●万件以上に緩和することにより、●●●業の年間新規参入件数が、●●●件から●●●件に増加すると見込まれる。

4 負担の把握

※ 遵守費用

下記(1)~(3)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 許認可等の申請に要する費用(少なくとも、想定される1対象当たりの申請時間×総対象数は必須)
- (2) 手数料、物品購入、設備投資などに要する費用(少なくとも、想定される1対象当たりの手数料等の幅と総対象数は必須)
- (3) 報告書作成、検査対応などに要する費用(少なくとも、想定される1対象当たりの作成時間・検査時間の幅と総対象数は必須)

※ 行政費用

下記(1)~(4)などの遵守費用について記載。定量化できない場合は、その理由と事後評価書を作成するまでに定量化する工程を記載。

- (1) 申請の処理に要する費用(少なくとも、想定される1対象当たりの処理時間×総対象数は必須)
- (2) 物品購入、設備投資などに要する費用(当該対応のために新たに予算要求が想定される場合は必須)
- (3) 報告書確認、検査対応などに要する費用(当該対応のために新たに定員要求が想定される場合は必須)
- (4) 緩和・廃止したことに伴う負の影響を監視するためのモニタリング費用(当該対応のために新たに予算要求 又は定員要求が想定される場合は必須)
- ※ 用いたデータや文献等については、それらの概要や所在に関する情報を記載する。
- ※ 規制の新設・拡充及び緩和・廃止の両方を行う場合は、それぞれについて記載すること。
- ※ 新設・拡充のみの場合は緩和・廃止欄を削除し、緩和・廃止のみの場合は新設・拡充欄を削除する。

【新設・拡充】

く遵守費用>

(●●●について)

・ 全体でおおよそ●件程度の申請が見込まれるところ、1件当たりの申請書記入等に要する時間は●分程度と見込まれるため、全体の所要時間は●時間程度と想定される。これに、時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。

(●●●について)

- ・ ●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円程度と見込まれるため、全体の費用は●円程度と想定される。
- ●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●円から●円の幅が想定される。

(●●●について)

- ●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象数当たりの作成時間・ 検査時間は●分程度と見込まれ、これに時給単価●円を乗じると、全体の費用は●円程度と想定される。
- ●●●については、全体でおおよそ●程度の総対象数が見込まれるところ、1対象当たり●分から●分の作業時間・検査時間の幅が想定される。

(●●●について)

●●●については、●●●の理由から現状では定量化することができないが、事後評価書を作成するまでには、実績値である●●●の数値を●年分把握するなどにより、定量化する。

く行政費用>

(●●●について)

•

くその他の負担>

- (●●について)
- ・ ●●●を対象に●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「本規制が導入された場合、
- ●●●施設を閉鎖せざるを得ない」と回答していることから、本規制に伴う●●●施設の閉鎖が想定される。 ただし、本規制の対象施設は、●●●補助金の対象となる等、支援策がとられることから、その影響は限定 的と考えられる。

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

(●●●について)

・ 当該規制導入時には、十分な施行実績を有する者として●●●事業の年間施行実績が●●●万件以上の者にのみ●●●事業を実施する資格を認めることで、●●●に関する安全確保を図ることとしていた。今般、施行実績件数に係る基準を●●●の技術開発に伴い緩和することとなるが、第三者的な立場の有識者で構成される●●●委員会からも、緩和により生じる直接的な支障はないとの意見を得ている。

なお、行政機関において●●●のモニタリングを行い、緩和による直接的な支障が認められた場合には、 ●●●などの対応をとることから、その影響は限定的と考えられる。

く行政費用>

(●●●について)

・ 行政機関において●●●のモニタリングを行うため、毎年、●●●に関する調査を民間委託する。当該委 託経費は●●●万円前後と想定している。

くその他の負担>

- (●●について)
- ●●●を対象に●●●に関し実施されたアンケート調査によると、約●%が「新規参入事業者が増加することで過当競争による収支悪化・サービス劣化が懸念される」と回答している。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

□意見聴取した □意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

・ ①規制の対象者が約●万人と非常に広範であること、②1者当たりの遵守費用が約●円と非常に少額であること、③別途パブリックコメントを実施していることなどから、意見聴取は行わないこととした。

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

•

<関連する会合の名称、開催日>

<関連する会合の議事録の公表>

※ インターネット上で公表している場合はURLを掲載。なお、審議会等及び懇談会等については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)に基づき、原則として公表することとされている。

|6 事後評価の実施時期|

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

・ 見直し条項(期限●年)を踏まえた事後評価の実施時期は令和●年度であり、それまでに事後評価を実施 予定。

<上記以外の法令案>

事前評価書の作成から●年後に事後評価を実施することから、令和●年度までに事後評価を実施予定。

青字は例示ですので、加除修正願います。

規制の事後評価書

令	σ) :	名	称:						※仮称を含む
制	σ.) :	名	称:						※複数ある場合は全て記載
制導	入	時の	区区	分:	□新設	口拡充	□緩和	□廃止		※複数ある場合は全て記載
뇔	当	部	,	局:						※複数ある場合は全て記載
価	実	施	時	期:						
	制導	制 <i>页</i> 制導入 当	制 の : 制導入時の 当 部	制 の 名 制導入時の区 当 部	制 の 名 称: 制導入時の区分: 当 部 局:	制 の 名 称: 制導入時の区分:□新設 当 部 局:	制 の 名 称: 制導入時の区分:□新設 □拡充 当 部 局:	制 の 名 称: 制導入時の区分:□新設 □拡充 □緩和 当 部 局:	制 の 名 称: 制導入時の区分:□新設 □拡充 □緩和 □廃止	当

- **※**
- * 約

1

事前評価書に対する各方面からの主な指摘事項への対応も含めて検討した結果を記載してください。 公表の際には、事前評価書を添付してください。また総務省への通知の際には、①国会審議での指摘事項、②/ ブリックコメントでの指摘、③政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるための窓口に寄せられた打
摘、④総務省行政評価局による事前評価書の点検での指摘を添付してください。なお、②から④については、要約
したもので構いません。
事後評価結果の概要
<規制の内容>
※ 複数の規制がある場合は、①②とナンバリングをして記載する。
<今後の対応>
□そのまま継続 □拡充して継続 □緩和して継続 □廃止
※ 「そのまま継続」の場合以外で、法律又は政令の改正を要する場合は、別途、事前評価が必要
<課題の解消・予防の概況>
口おおむね想定どおり
□想定を下回るが、対応の変更は不要
□想定を下回り、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載
<遵守費用の概況(新設・拡充のみ)>
□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載
<行政費用の概況>
□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況(緩和・廃止のみ)>
□おおむね想定どおり
□想定を上回るが、対応の変更は不要
□想定を上回り、対応の変更が必要
※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<効果(課題の解消・予防)>

		算出方法と数値
		届出事業者数●者(一部事業者で事故等が発生した際に、同様の事
①●●●の事故等の	事前評価時	故等の発生を未然に防止するために、全事業者に対して指導・助
未然防止効果		言・情報提供等が可能となること自体が目的・効果)
	事後評価時	届出事業者数●者
	事前評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●=全体抑制
②●●●の抑制効果		量●
	事後評価時	届出事業者数●者×1事業者当たり年間●●●抑制量●=全体抑制
		量●

- 注1) ●●●効果の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 効果については、事前評価時には想定しなかった効果であり、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ への対応として $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ を行ったことから 発生した。
- 注3)「届出事業者数」は、規制導入5年後時点の届出事業者の総数。
- ※ 事前評価時に定量化できなかった効果については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとした指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「一」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった 効果である場合は、その旨を注書きに記載

く負担>

■遵守費用(新設・拡充のみ)

		算出方法と数値
	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円=総費用●
①許認可等の申請手続に		円
要する費用	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円=総費用●
		円
②手数料、物品購入、設備	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
投資などに要する費用	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
③報告書作成、検査対応な	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
どに要する費用	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円

- 注1) ●●●費用の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ の対応として $\bullet \bullet \bullet \bullet$ を行ったことから発生した。
- 注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。
- ※ 事前評価時に定量化できなかった遵守費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとした指標の内容 とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「一」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった 遵守費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 緩和・廃止のみの場合は本欄は記載不要

■行政費用

		算出方法と数値
	事前評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円=総費用
①許認可等の申請処理に		●円
要する費用	事後評価時	年間総件数●件×1件当たり処理時間×時給単価●円=総費用
		●円
②物品購入、設備投資など	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
に要する費用	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
③報告書確認、検査対応な	事前評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円
どに要する費用	事後評価時	年間総件数、1対象当たり●円~●円

- 注1) ●●●費用の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ への対応として $\bullet \bullet \bullet \bullet$ を行ったことから発生した。
- 注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。
- ※ 事前評価時に定量化できなかった行政費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとした指標の内容 とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「一」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった
 行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
 - ■規制緩和・廃止により顕在化する負担(緩和・廃止のみ)

		算出方法と数値
	事前評価時	
U .	事後評価時	

- 注1) ●●●費用の●●●については、●●●の理由から●●●が生じたため、推計値と実績値に差異が生じた。
- 注 2) $\bullet \bullet \bullet \bullet$ 費用については、事前評価時には想定しなかった費用であり、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ への対応として $\bullet \bullet \bullet \bullet$ を行ったことから発生した。
- 注3)「年間総件数」は、規制導入後5年間の平均件数。
- ※ 事前評価時に定量化できなかった費用については、事前評価書に記載した、事後評価までに設定するとした指標の内容とその定量化の状況について記載。この場合、「事前評価時」の欄は「一」を記載
- ※ 事前評価時の推計値と実績値に差異がある場合には、注書きでその理由を記載。また、事前評価時には想定していなかった 行政費用である場合は、その旨を注書きに記載
- ※ 新設・改廃のみの場合は、本欄は記載不要
 - ■その他の負担

3 考察

- 事前評価書に対しては、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の対応を採っている。一方、●●●から●●●との指摘を受けているところ、●●●の理由から特段の対応は採っていない。
- 事前評価時の推計値と実績値の状況に関し、●●●に関する指標については、●●●の理由から●●●が 生じたため差異があるが、●●●の理由から対応の変更は不要である。
- 一方、 $\bullet \bullet \bullet$ に関する指標に関しては、 $\bullet \bullet \bullet \bullet$ の理由から $\bullet \bullet \bullet$ が生じたため差異があり、対応の変更の検討が必要となる。このため、今後、 $\bullet \bullet \bullet$ について検討する必要がある。
- 結論として、●●●に関する規制については、●●●など事前評価時の判断に影響を及ぼす差異が生じて

おり、規制内容の変更以外の対応では対処できないと想定されることから、今後、規制の(拡充 or 緩和 or 廃止)を検討する。具体の内容については、関連法律・政令の一部改正案に係る事前評価書の中で明らかにする。